

収 入
印 紙

建物総合管理業務長期継続契約書（案）

1	業 務 名	柏原市役所庁舎総合管理業務							
2	業 務 場 所	柏原市役所本館 柏原市安堂町1番55号 柏原市役所別館 柏原市安堂町1番35号 柏原市役所仮庁舎 柏原市堂島町1番22号							
3	業 務 期 間	令和元年12月1日 から 令和3年3月31日 まで (但し、契約約款第38条の規定により解除する場合もあります。)							
4	予 定 総 金 額								
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の合計額								
	月 額 契 約 金 額				当 初 年 度 分				
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の合計額				うち取引に係る消費税 及び地方消費税の合計額				
	各 年 度 の 予 定 契 約 金 額	令和元年度分 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の合計額) 令和2年度分 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の合計額)							
5	契 約 保 証 金	<input type="checkbox"/> 第4条第1項第 号適用 <input type="checkbox"/> 第4条適用外（免除）							
6	業 務 内 容	別冊業務仕様書のとおり							

上記の業務について、委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証しとして本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

大阪府柏原市安堂町1番55号

柏原市

市 長 富 宅 正 浩

印

受託者

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、説明書及び説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受託者は、この契約における業務を業務期間内に完了し、委託者は、その予定総金額を支払うものとする。
- 3 委託者は、この契約において意図する業務の履行を完了させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者又はこの業務に従事する者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、個人情報を取り扱う場合には、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 受託者は、この契約において警備業法（昭和47年法律第117号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。
- 11 受託者は、事業主として業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務計画書等の提出)

第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて、業務計画書又は業務工程表等（以下「業務計画書等」という。）を作成し、委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書等を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により業務期間又は業務仕様等が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務計画書等の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画書等は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、月額契約金額に12を乗じて得た額（以下「年間契約金額」という。）の100分の10以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 予定総金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の予定総金額の100分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。
 - 5 業務期間の変更があった場合は、委託者は保証期間の延長を求め、受託者は短縮を求めることができる。

- 6 委託者が認めた場合は、第1項第1号又は第2号の保証を付した後、同項第3号又は第4号の保証に変更することができる。
- 7 契約保証金には、利子は付さないものとする。
- 8 履行保証保険の期間については、第5項の場合を除き、契約締結日から業務期間の末日までとする。
- 9委託者は、契約期間が満了したとき又は第5項の規定により変更した場合は、受託者の請求により遅滞なく契約保証金を還付するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

- 3 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- 4 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者が柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、委託者に提出しなければならない。ただし、その第三者との契約において契約金額が500万円未満となる場合は、この限りでない。

- 5 受託者は、委託者により入札等排除措置を受けている者、委託者以外から入札等排除措置に相当する措置を受けている者、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた者及び前項に規定する誓約書を提出しない者に業務の一部を委任し、又は請け負わせてはならない。

- 6 前項の規定に該当する者に業務の一部を委任し、又は請け負わせている場合、受託者は、その者への委任又は請負を解除しなければならない。この場合において、受託者は一切の責任を負うものとする。

(善管注意義務)

第7条 受託者は、契約の履行にあたっては、常に善良なる管理者の注意を持って行う責めを負うものとする。

(特許権等の使用)

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその業務仕様又は施行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 委託者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務責任者に対する指示又は協議
- (2) この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

- 3 委託者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を監督職員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務責任者等)

第10条 受託者は、業務の実施に当たって業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、予定総金額の変更、業務履行期間の変更、月額契約金額の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

る。

- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。
- 4 受託者は、業務に従事する者の氏名を委託者に書面で届け出なければならない。業務に従事する者を変更したときも、同様とする。
- 5 受託者及び受託者の関係者は、委託者の承諾を得たうえで、業務の遂行のため、委託者の管理する施設内に立ち入ることができるものとする。この場合において、受託者及び受託者の関係者は、必ず身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第11条 委託者は、業務責任者又は業務に従事する者若しくは第6条第3項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(臨機の措置)

第12条 受託者は、業務の履行の履行に当たって緊急の措置を要すると認めるときは、所要の措置を採らなければならない。この場合においては、受託者は、その採った措置について遅滞なく委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、業務の履行に当たって緊急の措置を要すると認めるときは、受託者に対し所要の措置を採ることを求めることができる。

(業務の報告)

第13条 受託者は、仕様書等に定めるところにより、業務の履行について委託者に報告しなければならない。

(業務の調査等)

第14条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して業務の履行状況につき調査を行う、又は報告を求めることができる。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第15条 受託者は、業務の内容が仕様書等又は委託者の指示若しくは委託者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、委託者は、当該不適合が委託者の指示その他委託者の責めに帰すべき事由により必要があると認められるときは、業務期間若しくは予定総金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件等の変更)

第16条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、図面、説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、仕様書等の変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により仕様書等の変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、業務履行期間若しくは予定総金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第17条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、仕様書等又は業務に関する指示の内容を変更する必要があると認める

ときは、受託者に通知して、仕様書等又は業務に関する指示を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは業務期間若しくは予定総金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第18条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務を中止する旨を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、業務を中止する必要があると認めるときは、その旨を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは業務履行期間若しくは予定総金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による業務履行期間の延長)

第19条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により業務期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に業務期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。委託者は、その業務期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、予定総金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による業務期間の短縮等)

第20条 委託者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、この契約書の他の条項の規定により業務期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する業務期間について、受託者に通常必要とされる業務期間に満たない業務期間への変更を請求することができる。

3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは予定総金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務期間の変更方法)

第21条 業務期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務期間の変更事由が生じた日（第17条の場合にあっては委託者が業務期間の変更を受けた日、前条の場合にあっては受託者が業務期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(予定総金額の変更方法等)

第22条 予定総金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が予定総金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(予定総金額の変更に代える仕様書等の変更)

第23条 委託者は、第15条から第20条までの規定により予定総金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、予定総金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の予定総金額を増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査)

第24条 受託者は、毎月の業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に受託者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(月額契約金額の支払)

第25条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、月額契約金額の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に月額契約金額を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 受託者の不履行や委託者の都合により、月の途中で支払いを行う場合の支払い金額の按分は、次の計算式で算出する。
受託者に対する支払金額＝月額契約金額 × 履行した日数 / その月日数（百円未満の端数切捨て）

(第三者による代理受領)

第26条 受託者は、委託者の承諾を得て予定総金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第25条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(業務の履行責任)

第27条 第24条の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(不履行の責任等)

第28条 受託者は、契約に定められたとおり履行できなかつたときは、遅滞なく委託者に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、受託者がこの契約及びこの契約に基づく委託者の指示及び請求に違反して、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償するため違約金を委託者が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定による受託者の違約金の額は、年間契約金額の100分の10に相当する額とする。
- 4 第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第3項の違約金に充当することができる。
- 5 委託者は、委託者に生じた実際の損害額が第3項に規定する違約金の額を超える場合においては、受託者に超過分の賠償を請求することができる。
- 6 第2項の第三者に損害を与えた場合で、委託者に過失が認められる場合は、委託者と受託者とが協議の上その損害を賠償するものとする。

(委託者の解除権)

第29条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により業務期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 業務責任者を配置しなかつたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第33条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営する実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当する者又は第6条第5項に該当する者と知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者又は第6条第5項に該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかつたとき。

- チ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- リ 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- ヌ 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- ル 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受託者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- ヲ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- ワ 第6条第1項の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、年間契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号から第6号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 4 委託者は、第1項の規定により契約を解除したことにより、委託者に生じた実際の損害額が第3項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することができる。
- （その他の解除）
- 第30条 委託者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （受託者の解除権）
- 第31条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第17条の規定により仕様書等を変更したため予定総金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第18条の規定による業務の中止期間が業務履行期間の10分の5（業務履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。
- （解除の効果）
- 第32条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。
- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除されたとき、既に履行された部分において引渡しを受ける必要があると認める場合は、その部分の検査を行い、検査に合格した部分について相応する金額（以下「既履行部分委託金額」という。）を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託金額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- （解除に伴う措置）
- 第33条 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 第1項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第29条によるときは委託者が定め、第30条又は第31条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- （保険）
- 第34条 受託者は、仕様書等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。
- （賠償額の予定等）
- 第35条 受託者は、この契約に関し、第1号から第6号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、年間契約金額の100分の20に相当する額を、第7号に該当するときは、賠償金として、年間契約金額の100分の10に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、工事が完成した後も同様とする。

- (1) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が、独占禁止法第49条第7項の規定により確定（同法第52条第5項の規定により確定したときを含む。）したとき。
 - (2) 受託者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が、独占禁止法第50条第5項の規定により確定（同法第52条第5項の規定により確定したときを含む。）したとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第7項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 独占禁止法第65条から第67条の規定による審決（同法第66条第3項の規定により原処分を全部取消す審決又は第67条第2項の規定により該当する事実がなかったと認める審決を除く。）に対して受託者が取消しの訴えを提起せず、審決が確定したとき。
 - (4) 公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、受託者が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (5) 第29条第1項第6号ルに規定する刑が確定したとき。
 - (6) 第29条第1項第6号ヲに該当したとき。
 - (7) 第29条第1項第6号ワに該当したとき。
- 2 前項の場合において、委託者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受託者は、超過額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- （賠償金等の徴収）
- 第36条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日の翌日から支払日まで支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額を請求する。
- （相殺）
- 第37条 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受託者は、委託者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- （特約）
- 第38条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算について減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更又は解除することができる。
- 2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする日の2月前までに、受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により契約を変更し、又は解除したことにより、受託者になんらの賠償はしない。
- （紛争の処理）
- 第39条 受託者は、この契約に関し、第三者との間に委託者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受託者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。
- （情報通信の技術を利用する方法）
- 第40条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、関係法令その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
- （消費税及び地方消費税）
- 第41条 消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）は、月額契約金額に対し、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び同法第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び同法第72条の83の規定に基づき算出する。
- 2 消費税額等の計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとする。
- 3 この契約の締結後、消費税法及び地方税法（以下「消費税法等」という。）の改正等によって消費税額等に変動が生じた場合、委託者は、この契約になんら変更することなく月額契約金額に相当額を加減して支払う。ただし、業務月末日時点において施行されている消費税法等によるものとする。
- （契約外の事項）
- 第42条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、柏原市（以下「委託者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容を他に漏らしてはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、電磁的記録の資料等の暗号化や個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないなど、個人情報の厳重な保管及び搬送に必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第5 受託者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定)

第8 受託者は、この契約による事務の処理については、委託者の庁舎内及び受託者の事務所において行うものとする。ただし、その他の作業場所で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施、その他安全確保の措置について、あらかじめ委託者に届け出て、委託者の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

(事故発生時の報告義務)

第9 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還)

第10 受託者は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第11 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(調査)

第12 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(その他)

第13 受託者は、前第1から第12に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。